

**今回のテーマ：昇給は絶対に必要？！**

Q. 毎年、4月に昇給を行っています。今年は業績が厳しく昇給をしない方針を従業員に伝えたところ「それは法律上、問題があるのではないですか！」と言われました。やはり、問題があるのでしょうか？

A. まず本来、法律上は昇給に関しては保障されている事項ではありません。労働基準法は昇給に関する事項について、項目として記載することを求めています。昇給自体を必ずしも求めているわけではありません。ゆえに、昇給しなくても労働基準監督署に指導されるわけではありません。

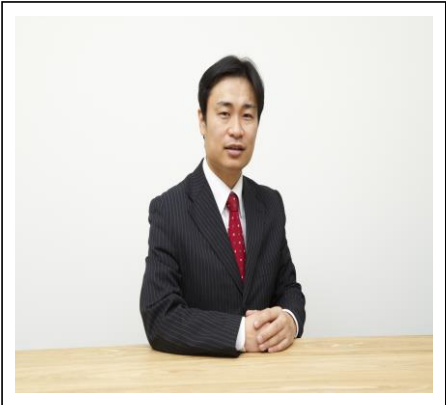
しかし、実務上は賃金規程に昇給に関する事項について、どのように記載されているかを確認する必要があります。たとえば賃金規程に「昇給は4月に行うものとする」と記載されていれば、昇給を約束している会社といえるわけで、その際は昇給を行わないと規定違反とはなりません。

「昇給は4月に行うものとする。しかし、会社の業績および本人の勤務成績等により昇給を行わないことがある」と記載されていれば、昇給を約束しているわけではないので万が一、昇給がない場合でも問題はありません。

**昇給に関しては、賃金規程にどのように記載されているかで決まる！**

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

一般社団法人滋賀県トラック協会 労務顧問  
糀谷社会保険労務士事務所 代表 糀谷 博和  
〒520-2331 滋賀県野洲市小篠原1205  
湖東ビル 2階 2-2号室  
TEL 077-518-1960  
FAX 077-586-7481  
E-mail kojitani@ams.odn.ne.jp  
HP <http://www.office-kojitani.com/>



・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

執筆者プロフィール  
滋賀県内外約400社の企業を指導する中で培った人事労務の実務経験をベースにしたセミナーは分かりやすく、実践的であると大好評。最近では、「マイナンバーセミナー」にて新聞・テレビなど、多くのマスコミの取材を受ける。セミナーはもちろん、雑誌への執筆なども積極的に行っている。  
日本経営協会、商工会議所、商工会、大学などで、年間約80回以上のセミナーを行う。

**労務相談はお気軽に協会までご連絡ください！**